長野市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年3月28日

長野市監査委員 鈴 木 栄 一

同 轟 光 昌

同 小林義直

同 小林治睛

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成23年度

定期監査(前期・後期)(23監査第 111号)分

指摘事項		当初措置 (24年度)	平成25年度の措置状況	担当課
1 重点事項 (1) 規則に則った補助金等交付 事務を行うべきもの (報告書3ページ)	団体への補助金について、補助金交付要綱等が規定されていないため、補助金の算出根拠が不明瞭なものが見受けられた。	た新たな補助金交付要領の制定を、24年度中に行う予	補助金の交付基準について、補助対象となる経費の基準及び補助率の上限(2分の1以内)を設けた要領を作成し、平成26年度から要領に基づいた交付事務を行う。	観光振興課
	エ 条例では、使用料は前納するものと規定しているが、納付書が使用日以 後に発行され、後納されていた事例が散見された。	使用実績により料金が決定するため、現在の前納方式が実態と乖離しているため、使用料について、他の施設に合わせて、平成25年度4月から時間区分による使用とし前納とする、条例改正の手続きをしている。	する条例改正を行っている。	農業政策課